



平成 20 年 6 月 12 日

各 位

会社名 株式会社パイブドビッツ
代表者名 代表取締役社長 佐谷 宣昭
(コード番号 3831 東証マザーズ)
問合せ先 情報取扱責任者 青木 宏実
(TEL 03-5771-6931)

ストック・オプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成20年6月12日開催の取締役会において、平成20年5月29日開催の第8回定時株主総会決議および会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして発行する新株予約権について募集事項等を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の名称

第6回新株予約権

3. 第6回新株予約権の募集事項

(1) 募集新株予約権の内容及び数

1) 募集新株予約権の総数

50個を上限とする。

2) 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、募集新株予約権1個につき1株とする。

なお、募集新株予約権を割り当てる日の後に、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(算式) 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。）又は、割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。）のいずれか高い値とする。

なお、募集新株予約権を割り当てる日の後に、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げるものとする。

（算式）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、募集新株予約権を割り当てる日の後に、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げるものとする。

（算式）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

4) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、募集新株予約権の総数に付与株式数及び行使価額を乗じた金額である。

5) 募集新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までとする。ただし、権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。

また、新株予約権の行使の条件または当社と対象者との間で締結される「新株予約権割当契約」により、新株予約権の行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7) 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡は原則として認めないが、正当な理由があり、取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は、譲渡をすることができない。

8) 募集新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者から、その有する新株予約権全部を無償で取得する。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債のいずれも交付しない。

新株予約権者が当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡したとき。

9) 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2)の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記6)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

前記8)(前記8)の については、「当社」を「再編対象会社」に読み替える)に準じて決定する。

10) 募集新株予約権の行使の条件

募集新株予約権の行使は、以下を条件とする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。

但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者が法令又は当社等の諸規則に違反した場合は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 募集新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(3) 募集新株予約権を割り当てる日

平成20年7月1日とする。

(4) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

4. 募集対象者

当社取締役4名

(ご参考)

・ 定時株主総会付議のための取締役会

平成20年4月10日

・ 定時株主総会の決議日

平成20年5月29日

以上